

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年2月6日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年2月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は、伊藤久志推進委員の1名です。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、榎田法行委員、平野洋二委員にお願い致します。
ご両名の方、よろしくお願い致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
以上の3議案を上程致します。
只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。
事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は■■■■ m²で申請件数が1件です。
本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■の■■■■筆、地籍は■■■■ m²、譲渡人は、■■■■、譲受

人は [] で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和5年2月6日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が [] m²です。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、田で水稻等が [] m²、畑でキャベツ等が [] m²です。

機械の所有状況は [] です。

農作業に従事する者としては、 [] 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は [] 名で農作業経験もあり、申請地までの距離は [] kmで移動時間は車で [] 分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

1番は農作業に従事する者の氏名は： []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は [] m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「集団性への影響は無く、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に事項書に戻りまして4ページをご覧ください。「議案第2号 非農地証明願について」説明をさせていただきます。

本件の申請地は、 \square ㎡の \square 筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

5ページの1番については、 \square 、地目 \square 、地積 \square ㎡であります。土地の所有者は \square 、利用状況は \square となります。申請地につきましては、申請者が、昭和60年と平成10年に \square を建築して、現在も \square として使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、固定資産税の評価通知書であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

続いて議案第4号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、また法第37条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされており、

このため、農業委員会は令和4年度から、毎年、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、ホームページ上で公表することとなっております。

以上のことから令和5年度の最適化活動の目標を作成したものでございます。

始めに、1ページ目の「I 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」および「耕地及び作付面積統計」の数値を記入

することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。2ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積についてです。

①には現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、※基本構想水準到達者への農地の集積面積となります。

次に(2)遊休農地の解消についても同様に①に現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。

続いて3ページの(3)新規参入の促進でございます。こちらも同様に①に現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。令和3年度には1経営体が新規参入をしております。

次に2. 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

活動日数は1人当たり、月3日と設定しております。

事務局が依頼したものだけでなく、地元の農家の方から農地の相談を受けた場合や、自分の畑に農作業に行くだけでも、付近の農地に異常がないことを確認できるため、活動時間にかかわらず1日と計上してよいとされております。

(2)活動強化月間の設定目標は、国が指定した3回を目標とし、8月の農地の利用状況調査、9月の利用状況調査の結果に係る指導、1月の初寄り等で新規参入への意向確認として3回を設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、参加予定はありませんので0回としております。

以上が目標の設定となりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時9分]

(申請書回覧)

議長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時13分]

議長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見を申し上げます。

平松和憲委員
議長

隣地が譲受人の父の所有地であり、問題ないと判断しました。

次に農業委員の「加藤光雄委員」のご意見をお願いします。

加藤光雄委員
議長

同じく問題ないと判断しました。

ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

次に、「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手(全員・多数)により、「1番」について非農地であることを証明することと
します。

議 長

次に、「議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、原
案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等に
ついて」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時15分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員